

ワールドトライアスロン・パラトライアスロン横浜大会
協賛セールス業務事業協力者公募要項

1 委託業務の目的

本事業は、ワールドトライアスロン・パラトライアスロン横浜大会（以下「本大会」という。）の円滑な運営及び大会の魅力向上を図るため、企業・団体等からの協賛金の獲得を目的として実施するものです。

本要項は、協賛セールス業務の事業協力者を公募するにあたり、応募に必要な事項を定めるものです。

2 募集事業者数

若干数

（募集は随時行っていますが、応募者多数により募集を終了する場合があります。）

3 仕様書

別紙『ワールドトライアスロン・パラトライアスロン横浜大会協賛セールス業務への事業協力』仕様書のとおり

4 応募資格

次のすべての条件を満たす者であること。

- (1) 横浜市指名停止等措置要綱の規定に基づく指名停止の措置を受けていない者
- (2) 民事再生法及び会社更生法の規定による再生及び構成手続き開始の申し立てをした者、
または再生及び更生手続き開始の申し立てをされた者に該当しないこと。
- (3) 暴力団等反社会的勢力と関係を持っておらず、将来にわたっても一切もたないこと、
下請けや関連事業者に暴力団等反社会的勢力を用いないことを確約できる者
- (4) イベント等に対する協賛金を募る活動、もしくは、それに類似する事業等の実績があり、これまでの実績がわかる書類を提出できる者

5 応募の手続き

本件に応募を希望する者は、以下の書類を提出してください。

(1) 提出書類 ※書式自由

- ・会社概要
- ・類似業務実績書
- ・資金調達活動や手法等の提案書

(2) 提出方法 電子メール

※電子メールを送信した旨を必ず電話で連絡してください。

（3）提出先 世界トライアスロンシリーズ横浜大会組織委員会事務局
メールアドレス：info@yokohamatriathlon.jp
電話番号：045-680-5538

6 契約手続き

次のとおり、契約手続きを行います。

- （1）提出いただいた書類の内容を、事務局で応募資格を満たしているか確認し、満たしている場合、契約候補者となります。結果は応募者全員に通知します。
評価基準は以下の通りとなります。
 - ①提案内容の具体性・実現可能性
 - ②協賛営業の実績およびネットワーク
- （2）契約候補者と当事務局で、契約内容や業務について協議したうえで、双方合意できた後、契約締結となります。
- （3）契約締結後、暴力団対策法第9条及び神奈川県暴力団排除条例にて規定されている禁止事項に反する行為等が明らかとなった場合は、本件契約は即日中止します。
また、これに伴い発生する当該事業に係る損害の一切は、受託者が負担するものとします。
- （4）次の事項に該当する場合は、契約手続き及び契約を無効とする場合があります。
 - ア 提出書類の提出先及び提出方法が適合しないもの
 - イ 記載すべき事項の全部または一部が記載されていない
 - ウ 虚偽の申告があった場合

7 その他留意事項

- （1）応募に係る経費は参加者の負担とします。
- （2）提出された書類は、返却しません。
- （3）提出された書類の差し替え及び再提出は認めません。ただし、当事務局から補足資料を求める場合があります。
- （4）提出された書類は、本公募に係る目的以外には、無断で使用しないものとします。
- （5）当事務局が、本公募にあたって配布した仕様書等は、当事務局の了解なく公表又は使用することはできません。

8 問い合わせ先

世界トライアスロンシリーズ横浜大会組織委員会事務局
〒231-0015 横浜市中区尾上町6-81 ニッセイ横浜尾上町ビル 3F
TEL：045-680-5538 E-mail：info@yokohamatriathlon.jp